

のであります。但しこの機会に一言附加しておきますが、今の附帯決議にもありますように、又かねて衆議院の附帯決議の趣旨にもありますように、どこまでも現行の農業共済保険制度といふものは我々は否定するものであります。特に今回の九州の水害等と照し合せまして本制度が如何に実情に副わないか、災害に対し完全なる対処する機関として機能を発揮することができなかつたことは、非常に我々は現実に目の前に見せつけられておる状態であります。従いまして過日本委員会において農林經濟局長からの言明もありました通り、農林省といたしましても、速かに、ということは、来るべき国会に農業共済制度についての抜本的な改正案を以て本議会に臨むということは十分心されまして、今回の本委員会の決議を単なるお座なりの決議といふようなことで受取ることなく、真摯に受け取ることを私は特に希望いたしまして本案に賛成いたしました。

○佐藤清一郎君 私は只今の森田委員

の修正に対しましては賛成であります。

ただ農業災害補償制度をますます

発達助長せしめて、現在農民の犠牲に

おいて国家再建の礎になつております

現状から、即ち米価におきまして

も、パリティ計算による低米価政策に

よつて今まで生産費を下回つておる

ような現状の米価において、農民は甘んじて嘗々として食糧増産に邁進しておるわけであります。そのような現在

における農家の、政府が如何によくし

ないようでありますから、討論は終

てこの農民の将来の食糧増産や農業政

策の面から保護すべきかといふこと

は、こういうよろづ制度によつてむし

ます。特に今回

の九州の水害等と照し合

せまして本制度が如何に実情に副わ

ないか、災害に対し完全なる対処す

る機関として機能を発揮することがで

きないかということは、非常に我々は

現実に目の前に見せつけられておる状

態であります。従いまして過日本委員

会において農林經濟局長からの言明も

ありました通り、農林省といたしまし

ても、速かに、ということは、来るべ

き国会に農業共済制度についての抜本

的な改正案を以て本議会に臨むとい

ふことは十分心されまして、今回の本委

員会の決議を単なるお座なりの決議と

いふようなことで受取ることなく、真

摯に受け取ることを私は特に

希望いたしまして本案に賛成いたしま

す。

○佐藤清一郎君 私は只今の森田委員

の修正に対しましては賛成であります

ただ農業災害補償制度をますます

発達助長せしめて、現在農民の犠牲に

おいて國家再建の礎になつております

現状から、即ち米価におきまして

も、パリティ計算による低米価政策に

よつて今まで生産費を下回つておる

ような現状の米価において、農民は甘

んじて嘗々として食糧増産に邁進して

おるわけであります。そのような現在

における農家の、政府が如何によくし

ないようでありますから、討論は終

てこの農民の将来の食糧増産や農業政

策の面から保護すべきかといふこと

は、こういうよろづ制度によつてむし

ます。特に今回

の九州の水害等と照し合

せまして本制度が如何に実情に副わ

ないか、災害に対し完全なる対処す

る機関として機能を発揮することがで

きないかということは、非常に我々は

現実に目の前に見せつけられておる状

態であります。従いまして過日本委員

会において農林經濟局長からの言明も

ありました通り、農林省といたしまし

ても、速かに、ということは、来るべ

き国会に農業共済制度についての抜本

的な改正案を以て本議会に臨むとい

ふことは十分心されまして、今回の本委

員会の決議を単なるお座なりの決議と

いふようなことで受取ることなく、真

摯に受け取ることを私は特に

希望いたしまして本案に賛成いたしま

す。

○佐藤清一郎君 私は只今の森田委員

の修正に対しましては賛成であります

ただ農業災害補償制度をますます

発達助長せしめて、現在農民の犠牲に

おいて國家再建の礎になつております

現状から、即ち米価におきまして

も、パリティ計算による低米価政策に

よつて今まで生産費を下回つておる

ような現状の米価において、農民は甘

んじて嘗々として食糧増産に邁進して

おるわけであります。そのような現在

における農家の、政府が如何によくし

ないようでありますから、討論は終

てこの農民の将来の食糧増産や農業政

策の面から保護すべきかといふこと

は、こういうよろづ制度によつてむし

ます。特に今回

の九州の水害等と照し合

せまして本制度が如何に実情に副わ

ないか、災害に対し完全なる対処す

る機関として機能を発揮することがで

きないかということは、非常に我々は

現実に目の前に見せつけられておる状

態であります。従いまして過日本委員

会において農林經濟局長からの言明も

ありました通り、農林省といたしまし

ても、速かに、ということは、来るべ

き国会に農業共済制度についての抜本

的な改正案を以て本議会に臨むとい

ふことは十分心されまして、今回の本委

員会の決議を単なるお座なりの決議と

いふようなことで受取ることなく、真

摯に受け取ることを私は特に

希望いたしまして本案に賛成いたしま

す。

○佐藤清一郎君 私は只今の森田委員

の修正に対しましては賛成であります

ただ農業災害補償制度をますます

発達助長せしめて、現在農民の犠牲に

おいて國家再建の礎になつております

現状から、即ち米価におきまして

も、パリティ計算による低米価政策に

よつて今まで生産費を下回つておる

ような現状の米価において、農民は甘

んじて嘗々として食糧増産に邁進して

おるわけであります。そのような現在

における農家の、政府が如何によくし

ないようでありますから、討論は終

てこの農民の将来の食糧増産や農業政

策の面から保護すべきかといふこと

は、こういうよろづ制度によつてむし

ます。特に今回

の九州の水害等と照し合

せまして本制度が如何に実情に副わ

ないか、災害に対し完全なる対処す

る機関として機能を発揮することがで

きないかということは、非常に我々は

現実に目の前に見せつけられておる状

態であります。従いまして過日本委員

会において農林經濟局長からの言明も

ありました通り、農林省といたしまし

ても、速かに、ということは、来るべ

き国会に農業共済制度についての抜本

的な改正案を以て本議会に臨むとい

ふことは十分心されまして、今回の本委

員会の決議を単なるお座なりの決議と

いふようなことで受取ることなく、真

摯に受け取ることを私は特に

希望いたしまして本案に賛成いたしま

す。

○佐藤清一郎君 私は只今の森田委員

の修正に対しましては賛成であります

ただ農業災害補償制度をますます

発達助長せしめて、現在農民の犠牲に

おいて國家再建の礎になつております

現状から、即ち米価におきまして

も、パリティ計算による低米価政策に

よつて今まで生産費を下回つておる

ような現状の米価において、農民は甘

んじて嘗々として食糧増産に邁進して

おるわけであります。そのような現在

における農家の、政府が如何によくし

ないようでありますから、討論は終

てこの農民の将来の食糧増産や農業政

策の面から保護すべきかといふこと

は、こういうよろづ制度によつてむし

ます。特に今回

の九州の水害等と照し合

せまして本制度が如何に実情に副わ

ないか、災害に対し完全なる対処す

る機関として機能を発揮することがで

きないかということは、非常に我々は

現実に目の前に見せつけられておる状

態であります。従いまして過日本委員

会において農林經濟局長からの言明も

ありました通り、農林省といたしまし

ても、速かに、ということは、来るべ

き国会に農業共済制度についての抜本

的な改正案を以て本議会に臨むとい

ふことは十分心されまして、今回の本委

員会の決議を単なるお座なりの決議と

いふようなことで受取ることなく、真

摯に受け取ることを私は特に

希望いたしまして本案に賛成いたしま

す。

○佐藤清一郎君 私は只今の森田委員

の修正に対しましては賛成であります

ただ農業災害補償制度をますます

発達助長せしめて、現在農民の犠牲に

おいて國家再建の礎になつております

現状から、即ち米価におきまして

も、パリティ計算による低米価政策に

よつて今まで生産費を下回つておる

ような現状の米価において、農民は甘

んじて嘗々として食糧増産に邁進して

おるわけであります。そのような現在

における農家の、政府が如何によくし

ないようでありますから、討論は終

てこの農民の将来の食糧増産や農業政

策の面から保護すべきかといふこと

は、こういうよろづ制度によつてむし

ます。特に今回

の九州の水害等と照し合

せまして本制度が如何に実情に副わ

ないか、災害に対し完全なる対処す

る機関として機能を発揮することがで

きないかということは、非常に我々は

現実に目の前に見せつけられておる状

態であります。従いまして過日本委員

会において農林經濟局長からの言明も

ありました通り、農林省といたしまし

ても、速かに、ということは、来るべ

き国会に農業共済制度についての抜本

的な改正案を以て本議会に臨むとい

ふことは十分心されまして、今回の本委

員会の決議を単なるお座なりの決議と

いふようなことで受取ることなく、真

摯に受け取ることを私は特に

希望いたしまして本案に賛成いたしま

す。

○佐藤清一郎君 私は只今の森田委員

の修正に対しましては賛成であります

ただ農業災害補償制度をますます

発達助長せしめて、現在農民の犠牲に

おいて國家再建の礎になつております

現状から、即ち米価におきまして

も、パリティ計算による低米価政策に

よつて今まで生産費を下回つておる

ような現状の米価において、農民は甘

んじて嘗々として食糧増産に邁進して

おるわけであります。そのような現在

における農家の、政府が如何によくし

ないようでありますから、討論は終

てこの農民の将来の食糧増産や農業政

策の面から保護すべきかといふこと

は、こういうよろづ制度によつてむし

ます。特に今回

の九州の水害等と照し合

せまして本制度が如何に実情に副わ

ないか、災害に対し完全なる対処す

る機関として機能を発揮することがで

る、この二つが再建整備では必ずしも明瞭な目標になつておられませんでしたのですが、整備促進法案におきましては、この二つを大きな目標にいたしておるわけであります。その期間はほぼ十年ということにいたしております。

次は第四点といたしまして、つまりいう点は、整備促進審議会といふ審議会を作りまして、関係団体のかたなどの学識経験者、それから關係庁の職員を以ちまして委員といったしまして九人以内の委員会を作りましたし、この委員会におきまして個々の連合会についての整備計画を審議するということになります。再建整備法におきましては、かような審議機関がなかつたのであります。このことから伺われまするよう、再建整備法はどうらかと申しますと、連合会関係を通じて全面的に、と言うと語弊がござりまするが、いわば画一的な推進の仕方でございましたが、今回は対象も連合会のみに限つておりますし、而も連合会となりますると、事業分量、又その影響も大でございまするので、一つ一つの連合会につきまして、この審査会で審査をする。連合会から出て参りました整備計画が果して十分実施できるものであるなどありますので、増資奨励金があつたのでありまするが、今回はあるかどうかといった点を個別に審査をするという建前にいたしております。

それから助成の方法でありまするが、再建整備におきましては、増資奨励金或いは固定化資産の流動化のための利子補給、こういった点に助成の措置があつたのでありまするが、今回は助成措置を信託等の金融機関を通じてする、その場合にその考え方は金融機関が連合会に対して債権を持つており

まするが、整備計画を立て、それを実施いたしまする場合には、この債権について条件緩和をするとか、或いは減免をする、こういつた措置が非常に必要になつて参るわけであります。それがうな意味で金融機関が債権の利子を減免したとき、その減免の範囲内で政府が助成金を出す、かよろな考え方であります。その助成は再建整備を立てる指定日から十年以内でございまして、その補給の額は債権の残高に対する五分以内の率でござります。なお法人税の特例といふこともござりまするが、これはほぼ再建整備法に準じておるのでありまして、細かい点は省略として頂きます。

現在この整備促進法が制定されまし

て、一応対象となる連合会について申上げまするというと、農業協同組合連合会ではほぼ九十一でござります。それから森運では三十九でござります。それから水産の関係の漁業協同組合連合会で三十五、合せまして百六十五、合せまして百六十五、合せまして八十四億ということがあります。欠損金は問題がございまして、これは甚だこういう席上で申上げにくいのであります。欠損金の議を経て大蔵大臣と協議しなければならないが、これが予算の上でも大

上されてそれが対象になつて再建整備が進められるべきものなんだとござりますが、その後の事情等もありますが、再建整備をいたしまする場合には、欠損金といふものが適正に計算には、大蔵大臣の又了解を得なければならぬことになりますが、いかんといふ問題ですが、金の問題でありますから、こうしたことになつたのでしようが、これは予算の上でも大蔵大臣の又了解を得なければならぬことになりますが、いやしくも審議会が至当であるかどうかといふこと

とを決定し、農林大臣がこれを決定する所まで、全部が全部必ずしもこの法律による対象となるということではございませんが、一応の件として考えら

れて参るのじやないか、こういうふうに想像されるのであります。簡単でございましたが以上です。

それからちよつと訂正をさせて頂きたいと思いますのは、先ほど固定化債務のほうで森運の十二億五千万円と申し

まするが、整備計画を立て、それを実施いたしまする場合には、この債権について条件緩和をするとか、或いは減免をする、こういつた措置が非常に必要になつて参るわけであります。それがうな意味で金融機関が債権の利子を減免したとき、その減免の範囲内で政

府が助成金を出す、かよろな考え方であります。その助成は再建整備を立てる指定日から十年以内でございまして、その補給の額は債権の残高に対する五分以内の率でござります。なお法人税の特例といふこともござりまするが、これはほぼ再建整備法に準じておるのでありまして、細かい点は省略として頂きます。

現在この整備促進法が制定されまし

て、一応対象となる連合会について申

上げまするというと、農業協同組合連

合会ではほぼ九十一でござります。そ

れから森運では三十九でござります。

それから水産の関係の漁業協同組合連

合会で三十五、合せまして百六十五、合せまして百六十五、合せまして八

十四億ということがあります。欠損金

円の間違いでありますて、一億九千万

円。水産のほうが五億、合せまして八

五億です。森運のほうは一億九千万

円の間違いでありますて、一億九千

円。森運のほうが十九億、漁業のほうが

五億です。森運のほうは一億九千万

円の間違いでありますて、一億九千

円。水産のほうが五億、合せまして八

五億です。森運のほうは一億九千万

円の間違いでありますて、一億九千

○政府委員(小倉武一君) 最初の固定化債権の点でござりまするが、これは再建整備法によりまする経営権もござりまするので、ほんとうに線で考へたいと思います。勿論具体的な問題にはなりまするといふと、この債権について國が固定をしていいかという認定はむずかしい問題があることは御指摘の通りでありますけれども、このたびの法律案の対象としておりまする数字も、先ほど申上げました通りたくさんはございませんので、そこは適正な解決が付くのではないか、かようにも存じます。それから大蔵大臣との協議の問題でござりまするが、これは御承知の通り、この法案に基づきまする予算措置は実は現在できておらないのであります。できておらないと申しますのは、或る粹をきめまして、それでやるということよりも、連合会の内実をよく探りまして必要な措置はできるだけしたい、かような意味におきまして、予算措置はこの整備計画ができ、それによつてどの程度の予算措置を講じたらいいかということがわかりました上で講ずるということにも関係がござりまするので、大蔵大臣と協議をするといふ建前、立て方にいたしておるのでござります。それに関連しまして、利子補給の予算の範囲内という問題でありまするが、これは御指摘のように、予算とこの法律の関係からいたしまして、一種の例文的な意味合といふうに御勘考を願いたいと思います。それから五分以内の問題でありまするが、これは御指摘の通り最高五分以内であります。従いまして、この五分にいたすのが妥当か、或いは四分にするのが妥当かということは、連合会を一律に

協の再建整備の中の中にありますし、論再建の字は譯つてありませんが、備促進法である以上はそれに関連があるわけでありますけれども、その対が如何なる場合にも連合会だけで、と、それ以下は対象にせずといふ御明でありますたが、これに対してもか考え方がほかにあるのであります。うか、全然そういうものは対象にせよといふことでやつたのでありますよか、いろいろ大蔵省との折衝の過程があるかも知れませんが、詳細に一つ御説明を願います。

○政府委員(小倉武一君) 整備促進法の対象についての問題でありますところですが、現在再建整備法でいたしておりますと、特定の対象と比べまして、この場合は必ず範囲が限られておるのであります。一応再建整備法の対象を問題にするわけでありますけれども、その範囲で特定の連合会を選んでおるという立場になつておるのであります。この趣旨はどういうところにあるかと申しますと、再建整備が五ヵ年で以て進行しておりまして、現在までの経過を見ますと、単協等におきましては、比較的計画が順調に進んでおるようになりますと、再建整備が五ヵ年で以て進行するといふこと、農民にじかに接触をしておると、いふことから、農民の支持もあり、比較的に計画が順調に進み得る基盤がござりまするなりますと、農民から言えば单協を経ましての間接になりますと、そういう点と同時に連合会となりまするうと事業の範囲も拡大しておりますし、規模も比較にならんほどでありますので、なか／＼計画が思うように行かない。ところがこのことが延いて

備法の対象の中から特別のものを選ばまして、それに整備の促進を図つておる、かようなことで郡連は農業協同組合の場合におきましては除いておるのではありません。

○關根久藏君 その除くという考え方ですが、再建築備法の適用の組合そのものに限定をしてやるといふような基本的なお考えなんですか。

○政府委員(小倉武一君) 再建築備法との関係を申上げまするというと、一応大枠としましては、再建築備法の対象になりますがこの法律の対象の団体になるわけではありませんが、その中で特別にこの連合会を選んで、その連合会も県単位の連合会、漁業協同組合の場合には違つておりますが、それは漁業協同組合と農業協同組合との違いからなつておるのでありまするが、そういう意味合におきまして、今回の措置は県の連合会に限つておるのであります。その限つております理由を先ほどの説明に附加えて申上げまするといふと、今回のお金を促進法の一つの狙いは、再建築備法と若干異りまして、組合金融特に信連の資金の疏通を円滑にするといふことが非常に重要な間接的な目標になつておるわけであります。ところでこの信連の固定化債権といふものを考えて見まするといふと、これが殆んど大部分今申上げましたような県の単位のこの連合会、特に経済連等に集中しておるのであります。従いまして、この県の経済連、こういふものの再建築備を更に促進するといふことが系統金融機関の資金の円滑を期するということですございまして、ただ再建築備に更に輪をかけてただ助成をするということだけではなくて、今申上げましたよう

な新たな目標がここに加わつておるの
であります。その目標から行きます
る場合に選びまする連合会といふの
は、県単位に重点的にやつたほうがよ
いのではないか、かように考えるので
あります。更にもう一つ理由として申
上げられますのは、先ほど申上げまし
たように、今回は個々の組合連合会
につきまして、一つ一つにつきまして
審議会で審議をお願いする。全体で、
例えは相当数の数が出て参つて、それ
を一つお座なりに一回審議会にかける
ということじやなくて、一つ一つの連
合会につきまして審議会にかけて、そ
の審議を経るという建前にいたしてお
りまして、審議会の事務上の能力から
申しましても、恐らくそういうたぐさ
んの組合を対象にするというわけには
これは参らないよろに考えられたので
ありまして、さような趣旨を以ちまし
て、対象を以上のようないたしたので
あります。

てもそこに余力が出て来て、これは何回かの助成を待つまでもなく、信連自身が自分の力を以て、或いは他の友誼的な団体が力を合せて盛上げることができることを期待できる。かような趣旨ございまして除外をいたしております。

○関根久藏君 ウエートが非常に小さいいから、従つてまあこれができれば信連としては余力を生じて面倒が見られるであろう。こういふうふうなお話を伺うであります。が、ウエートが低いから、それはどうでもいいのだともううなことは余りにそれは理論的でないと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 郡連の固定化債権がどの程度ありますかと申しますと、先ほどの数字に比べまして約三億足らずでござります。全国で百億を超えておるのでございますが、この固定化債務の三億を問題にするために非常に事務が繁忙になる。特にこの整備計画になりますといふと、十年の計画でござりますし、個々の連合会の事業計画について信頼し、場合によれば現地に行つて役員のかたとも罵と懇談しなければならんということでおざいまして、たくさん組合を対象とすると、いうことは、こういう整備促進のやり方では実はなかなか困難であり、むづかしいことと存ずるのであります。ウエートが少いと申しますのは、郡連の活動的な仕事のウエートといふことじやなくて、組合金融システムで持つておられます固定化債権の中におきましての額から申しまして、その固定化債権の額がウエートが少いということを申上げたのでございまして、大部分のものが活動化するということになります

○河野謙三君 私はこの法案は極めて重大であるので、これからたっぷりと一月でも二月でもかけて質問することがたくさんあるのです。ただこの際は、農協が現在のよくな赤字をどうして背負つたかという原因についての認識を私は欠いておると思う。これは金基本的には私は一言伺つておきたいのは、農協が現在のよくな赤字をどうして背負つたかという原因についての認識を私は欠いておると思う。これは金の問題じやない、勿論金の問題も一部ありますけれども、統制廃止その他の情勢の変化によつて、又その他の事情によつて農協の事業分量が減つて来た、減つて来たことによつて農協が焦る、焦ることによつてだんく、組合員から農協が信頼を失つて来た。そういうことなんですよ。私はそう思う。そこで私はそういう認識に立つておるので、曾つて赤字補壇をやられました、整備促進をやられましたが、そのやつた実績は現在まで好結果を生んでおりますか。私はそう思ふ。そこでそういう議論は別にして、過去において再建築その他のいろいろ赤字補壇をやられましたが、その結果息を吹き返しましたか。それは例外的には息を吹き返したものがあつたかも知れないが、大休金をやつたところにはちよつと喉が潤おつた、又一年か、二年たつて又元の木阿彌だ、私はこうしたことだと思う。私は過去の実績が物語つておるといふ点においてそ

ういう認識を持つておるが、過去の再建整備において適切なる措置であつて、少くとも再建整備をやつたところは息を吹返したという御認識であればここにその実例を示してもらいたい、少し議論をして見たいと思います。

○政府委員(小倉武一君) 先ほど申上げましたように、現在進行中なんどございますが、その現在におきまして極く最近までの取引市場につきましては、ここにお配りいたしました農林漁業組合連合会整備促進法案関係資料といふものの中にござります。(「もう少しはつきり」「成るべく大きな声で言つてもらいたい」と呼ぶ者あり)この法案の関係資料の一頁から二頁に全国的な集計がござりまするが、それが載つております。それからこの欠損金を生じたと申しまするか、協同組合がいろいろの条件を以つまして不振を極めておるものが相当ある。その原因についての御質問でございます。これは従来いろいろあらうかと思ひます。どの部分がどういう理由で生じたかといふ分析は、これはいたしかねますけれども、例えて申しますれば、農業会が協同組合に改組されたときに農業会の資産の引受けによりまして生じたもの、或いは戦後のインフレからテフレに移るときの問題によつて生じたもの、或いは御指摘のような統制が撤廃されたようなことに伴つての事業分量の縮小といったような問題、或いは役員がその経営能力に欠けるところがあつて生じたといったような問題、このような理由は甚だ広汎でございまして、いろいろ理由がござります。今度の法案が粗つておりますところは、

さよなら問題について財政的な補給で
以て対処し得るということでは実はない
のであります。さような再建整備
にかかりませず、なお困難な事態を生
じておる現状に照しまして、むしろ連
合会のほうが自主的に再検討して整備
計画をここで練り直そうという意欲が
昨年あたりから生じて参つたのであり
ます。その意欲にただ國が若干の助成
をするということによりまして、この
意欲が更に実踐となつて現われて來
るということであれば、これは甚だ望
ましく、又結構なことでござります
るので、その点を考えた措置でござい
まして、利子補給といふよなこと、
或いは利子の軽減といふよなことに
よりますのみで、整備促進がこれはで
きるということは、夢々考えられない
のでございまして、そういうことを一
つの契機として再建整備をここでもう
一度検討いたしまして、自主的な盛上
る整備の意欲を助長したい、かような
意図に出でておるものであります。

○河野謙三君 経済局長は私どもと同
じ認識を持っておられるようで安心す
るのですが、ただこの金融措置だけで
農協の再建はできない。むろん根本的
な問題は事業分量を殖やすとか、その
他一般農民の農協精神をもつと徹底せ
しめるよう努めしなければならない
ということは認識が一致しております
が、然らば、これは私は悪いとは言わな
い併しこれだけやつて、もつと大きな
根本問題を同時に並行してやらないと
過去においてあなたがたでやられた
年の中に何のために再建整備をやつたが
か、何のために財政補助をやつたがわ

からない無駄な金になる。そこでこの法案と並行して今の農協再建のための根本措置、つまり購買事業、販売事業に対してもどうするか、税金についてどうするとか、どうするとか、どうじょうな具体的な問題は私どもまだお目にかかるておらんですが、本国会に出されますか。今あなたの方の御認識通りだつたら私はおかしいと思う。死金を使ふよろなものだからどういう点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねの点につきましては、「これは私どもの局の関係の仕事だけにとどまりませんで、広く農林省全般の施策が実は協同組合の運営にかかつておるのでござります。私どもの関係から申上げまするといふと、今回すつと提案いたしておりまする協同組合法の一部改正によりまして、協同組合企業体というふうに構想が出ておりまするのも、組合の經營の指導ということに大きな重点を実は置いておるよう考へておるのであります。なお政府で準備をいたしておりますが、これは政府提案になるのか、議会にお願いいたしまして議員提案になるのか、私ども最終結論を聞いておりませんが、農産物の価格安定というよな法案におきましても、系統組織による自主的な、そして統制と申しますか、監督といふことで助成する、援助をする、こういった趣旨の規定も含まれておりますて、こういう措置でありますとか、或いはこの補給金、信連といったよな問題も、事業面に対する関係も大きな力を持つておりますので、そういう点で今後の組合金融につきましての制度の面につきましても、組合全体がよくなるような措置が考えられるべきではないか。現在も制度だけでは必ずしも

十分ではないといふうなことも検討を加えております。さよろないるような措置が総合されまして、初めて協同組合の連合会のみならず、協同組合体が發展する基盤が与えられるといふに考えておるのであります。

○河野謙三君 私は質問は次回に譲りますが、この機会にちよつと申上げておきますが、今の農協の実態といふものは極めて不健全ですよ。例えば各单産の決算を見て御聽なさい、表面と裏面とは非常に違う。大体金融事業で一ぱいありますが、又組合規模によつて違いますけれども、二、三千万円の預金を持つてある単協が、金融事業で黒字にして販売、購買事業の赤字を埋めて、無く単協は決算をしておるというのが大体の実態です。これが年をとるに従つて金融事業への依存度はひどくなつてゐる、そういうことなんですよ。そういう認識に立つてお考えになつたときに、私は先ほど申上げましたように、こういうよくなことをやつて、それで農協の再建ができるなんということを考えたら、とんでもない間違いです。私は農産物価格安定法の問題を取り上げましたが、これはいづれこの法案にお目にかかる申上げますが、農政局はもつとしっかりしなければならない。ああいうものを食糧庁なんかがやるといふのは僭越です。むしろ協同組合部長、農業経済局長が、ああいうものは今農協の再建整備に照して、販売なり購買なり協同組合に今事業は政府が委託したらしい。そうすることによって農産物の価格の安定といふものが目的を達するし、同時に農協の再建にもなる、そういうことを私はなぜやらないか、そういう問題は食糧庁の繩

張りいか何か知らんけれども、僭越至極に、食糧厅が「なたね」とか、灘松の価格安定をやるという僭越なことをどう考へたり、そうしてあなたたちが省管に望んで、經濟局長は結構です、私は言わないとと思う、反対しておられる方と思う。これはもつと積極的に、ああいうふうな価格安定法といふのは賛成ですが、それならそその趣旨をどことをどうしてやるかといふと、農林省がやるのじやなくて農協がやる。それによつて私は農村の再建にもなると同時に、農民の私は農産物価格安定の目的を達することになると思う。話が少し先に走りましたが、そういう意味で私はこの問題に関しては、改めて一案を々々につきましては又本当に私はゆづくと御質問申上げますが、一つ根本問題が少しほども納得行かん。併し幸いにして農村の実態については、あなたたちと認識が同じですから、認識が同じところに立つならば結論は同じでなければならぬ、そこで私は疑問があつたから、例のお喋べりに又口を出して、一言申上げたのです。

言つておりました百三十億の融資をしてもらいたいといふのが一番先の狙いであります。その融資を有利にやつて頂く、つまり五分以下でやつてもらいたい、これこそ五分以下でやつてもらわなければならんということでありまして、これを補給の形で以てやつて行く、利子は、先ほど河野委員の言われるやうな、何となく禍縫策のように考えられるのであります。併し農林省の苦心されたところは十分認めるわけであります、これでもないよりもいいことは明らかなのであります。ともかくその問題を金融機関に、その考え方が百三十億くらいの金が貸付けられないということは、やり方によりまして、併しながら、この考え方方が恐らく農林省が、農協というものは金融機関があるのでだから、兄弟があるのでから、或いは親があるのでから、農林中金というものがわかるわけだから、あそこらに相当金があり、信連にもなぐさおいて、そうしてそれを補給するのがあつたらしいんだというような、国の金を出さないのでおいて、その金で以て貸付けておいて、利子を補給しようといふことが、この法案に現われた考え方ではなかろうか、こう思うのですが、この点は百三十億貸付けるということだけで低利に貸付ける、即ち長期低利の資金を借りたいといふのが、これが農民又それを考えておるのであります。余裕金ありとは言ひながら、その金を長期に貯まると、いふことは、別

底一方では余裕金があります以上はで
きないのでありますから、長期低利な
金を貸してやるということは金融機
関も助かりまするし、又事業をやつて
おります事業連も助かりまするし、そ
の事業連から購買連にいたしまして
も、肥料を買いました人も長期に亘つ
て借りることができまする、事業資金を借
りることができると、いことになつて
行くと想うのであります。これを利子
補給でやる考え方そのものに対しまし
て、政府は、農林省はとにかく初めの
考え方は私の言うよくなことであつ
したが、それともこの方法が一番い
い、こういう考え方やつたのであります
しようか、この点も一応聞いておきた
いと思います。

によつて経済連が不況に立つといふことは必ずしもなくて、むしろ信連によつては理由が違ひまするが、組合金融を全体として見まするといふと、そこに金繩りが非常に窮屈であつて、経済連に貸したい金もないということ、一般的には言えないのではないかという点が第二点でござります。さよなら点を考慮いたしまして、信連に應分の援助を経済連に対しても願いし、その信連に對して國が助成をするといふ方法が資金疏通と経済連の再建と両方を達するよい方法ではないかということで、そういう趣旨で大蔵省とも折衝いたしまして、初期のような法案を作成することができましたのであります。そして、当初百三十億の財政資金を低利率で長期に貸せという要求をいたしましたが、利子補給といふことに落着いたといふわけでは必ずしもないわけであります。こういう方法によりまして、併しながら全般の連合会が再建できるかどうかということになりますると、これは私どもも自信がございません。財政当局もその点はこれでやつてもらえたといふことを申しているのではないであります。一応の粹として、考え方としまして、ここでやつて見て、ここで一、二年やつて見て、なお且つこれに較らない連合会については、例えばお話をのように五分をもつと上げるとか、或いはもつと特殊な措置が必要になつて来るということをございまして、これは個々の連合会について一つ一つ、當つた上で検討を加えよう、こういうことになつておるのであります。

て、そうしてまあ何とかやつて行こう
といふのならばよろしいのですが、こ
の再建整備に当つての何が原因として
再建が生れたか、経済局長が簡単に一
度述べられましたが、やはり農協自体
の中から自己批判が生れ、農林省自身
もそれに対する分析をして、その実態
を追及しなければならない。私は河野
氏が言わされたように、農協自体のいろ
いろな欠陥もありますけれども、終
戦、戦時中から戦後にかけての経済的
な変動期におけるところの必然的に生
れた不可抗力と思われるものもあつた
と思うのです。そういうものを全部検
討して、そうしてどういう原因によつ
てこういう結果が生れたかということ
を、基本的なものを追及して、それと
同時に数字の線まで追及して実感を把
握して、これに対してはどうやつて行
くかといふことが打ち出されなければ
ならないのじやないかと思うのです。
今この再建整備の問題にいたしまして
も、やはり利子補給といふ点から、中
金なり信連といふものの比重が徒らに
重くて、これに引すり剥されるような
形になつておると思うのです。これが
農業協同組合再建の上において私は痛
いたしましたように、農業会の時代に
いたしましたように、農業会の時代に
農業会自体の構成にいろいろな矛盾が
あつたとしても、信連によつて作り上
げた黒字がこの事業連の赤字をカバー
して、そこに一つの農業会のやりくり
されたのちにおける各県連における信
連の態度を御覧なさい、どこへ行つた
といふものができていたと思うので
す。事業連と信連とがばら／＼に分離
していくと言つては極端でありますか、

農業協同組合から逸脱しております。信連だけが健全であつて、あとの事業連といふものは喘いでおる姿です。東森県におけるあの夏生連の指摘されか問題にいたしましても、分離したときに一億円以上の赤字を背負つて、そろそく職員の人たちが苦しんでおる姿を見つめたときに、私の友人が昨日青森を訪ねて、やはり協同組合の評論家ですが、全く氣の毒になつてしまつた。片方は県営事業に携わつておる者は貴族であつて、片方は奴隸である、こんならんばな一つの農業協同組合の方があるかといつて非難しております。だが、これは私は本当に冷静に検討して行かなければならぬと思います。非常に政治力を強く持つた人たちが信連を把握し、或いは事業連を把握して、そうしてやつておるものには無理に無理で嘴で喘いでおる事業連といふものは隣資をも受けることができず、無理に無理を重ねて瀕死の状態にあるのが不健全なる各農協連だと思うのです。それなのに、ただこの金融機関を中心になつて、根本的に農協の建直としうものができるでありますようか、これは極めて重大だと思います。これに対する追究を回避しておると思うのです。もつと農協を本当に健全に建直そとでするならば、基本的な問題に取組んで、それからこうへへう当面の問題

に對してはこう対処しなければならぬ
といふ結論が出て来るのではなければ
こんなものは河野氏が言つたように
じようにやつたつて、その場限りの問
題でつまらん結果を招くだけのものだ
と思うのです。

○政府委員(小倉武一君) 今回の整備
促進の手段としてとりました債権の利
息等の軽減、それによる國の助成とそ
うことにつきまして御批判でございま
するが、經濟建の欠損金が多額に上
っているといふことは、一つには過去の
原因を突きつめますれば多種多様で
ざいまするが、現状において考えます
れば、結局信連等に対ししまする固定
た債権が累積しておりますので、その利
払いに非常に苦しんでおる、こういふ事
のが最も大きな再建築費を擱げてい
ります。又そのことが一つには信連の
金縁りの利息を或る程度負けたり、或
いは利息すらも或る程度入つて来を
い、こういつた状況で、元金も返つて
來ないといふことで、信連の金融の確
通を欠いておるとこに相成つておる
るのでありますて、その固定化した
債権を流動化するといふことがこの辺
案の最も大きな一つの狙いでございま
す。その手段としての利子補給でござ
いまして、利子補給といふ点から目
ますれば一種の呼び水的なものでござ
いますが、狙つておりますよなうな方
の間における協力の仕方につきまして
て、系統金融機関と系統の事業機関に
おきまするこの協力と申しますか、そ
は御指摘のよくな点もあり、又そういう
う地方もあるうかと存じます。併ししな

がらこの整備促進法を実施いたして参りますために、信託は単なる金貸しでありますといつたような氣分態度では事業連の整備もうまく行かないことは言ふまでもないことでござりまするので、そういう点については、この法案においても整備促進の計画の樹立実施について全面的に信託等が協力するということが一つの条件になつておるのであります。なお政府といたしまして、その間の関係をどういうふうに持つて行くかといふことにつきましては、なお今後十分検討を加えたいと仰るふうに考えております。

○清澤俊英君 いろいろお伺いしたいことがあります。あとにしますが、大体欠損の額を承わりました。それから固定債務の額も承わりました。それで大体こういう欠損や債務が抽象的に見て大体どういうものから出たかといふことがわかつておりますならば、一つそれを資料として頂戴したいと、こう思います。大体何によつてこれが生じたかというようなものが区分してありましたら、それを一つ次回までに資料として頂戴しておきたいと、こう思います。

○政府委員(小倉武一君) 只今の御質問全く御尤もござりますが、実はこの法案を作成したのは今年でございませんけれども、昨年あたりから、いろいろ準備をしておつたのであります。このときにも私どもおさよなことを準備する必要があるということで、関係機関等にも協力を依頼しておつたのですが、原因別の欠損金の状況、或いは原因別の固定債務といふものについての資料は、実は現在に至るまでどじてない状況でございま

て、資料として実は整備しておらないのであります。

○満澤俊英君 私は実はそういうことはお伺いするのは、只今河野さんや戸叶さんによつて指摘されましたような根本的な原因とはちよつと違いまし

て、いわゆる農業会自体の国家機關としての非常な権力を持つた時代から、民主的な農業会としての協同組合として笑き離されたその間におけるいろいろのスキヤノダレが固まつこぼれ

が大部分じゃないか、こういう考え方を持つておるのでありますて、従つてそれが根本を辿つて見ますならば、この法案でそれを直すということと、今

して個々の組合についての事例的なものについては、これはお話し得ることができると思います。先ほど申上げましたような数字の全体につきまして、統計表的に原因別にあらわして示すと言つし

○清澤俊英君 それじゃ、そういう結果になると想いますが、大体の傾向で
ますと、わざとむさかしい、こういふことを申上げておきます。

もよろしくおねがいしますから、一つお知らせ願いたい。次回までよろしくおぎます。成るべくわかりやすいようになります。

○委員長(片桐義君) 本件について
はまだ質疑がたくさんあると思います
るが、次の案件もござりますので、次
回以降に譲りまして、本件は本日はこ

〇委員長(片柳眞吉君) 続きまして道
路運送法の一部を改正する法律案を議
す。御了承願います。

題いたします。この件につきまして
鈴木強平委員から発言を求められてお
ります。

○鈴木強平君 今回道路運送の法律が改正される際に当りまして、骨つては凍霜害で中國、東北で三十一府県の災害がございました。又今回の豪雨によりまする災害は北九州から近畿に及びまして、この災害も二十数県に及んでおります。かような状況でありますのですから、一般物資の輸送に際しましては非常に国民から関心が高まつております。特に農産物資の輸送に当たりましては、その関心が特に高いと見なければならんと思います。こういう際におきまして、今回の道路法の改正に際しまして、今までの間に段協連、農業協同組合連合会から農村物流の輸送に対しまして、特に運輸当局に対して、その後組合連合会から要望なり、請願なり、或いは陳情があつたるゝと思いますが、これらについてどのような陳情があつたか、又これらについてはどのような話合が連合会と運輸当局との間に行われたか、先ずお尋ねいたします。

実は慎重に検討して いたわけでござります。又組合のかたぐともいろいろ意のあるところを承つて いたのですけれども、未だに改正と言ひますか、陳情の趣旨を取上げる措置がとられてないことは、いふべきあ事情を検討し、その理由を審議しているために時間がかかつたからであります。又道路運送法改正のことにも意外に時間がかかるため、この問題を具体的に取上げるに至らなかつたわけでございま

○鈴木 幸平君 併しながら農協の輸送業者を相当に拡大することは、一般営業関係からも何かの意見が出ておると思うのですが、この際その意見も参考にしてたいと思いますので、何か関係一般営業トラック業者から特に意見が出ておりませんか、出ていないですか、運輸当局にお尋ねいたします。

○政府委員(中村謹君) 農協の業務内容を擴張するという陳情に対しましては、一般営業トラック関係からは非常な反対がでております。その理由とするとところは、トラック営業は自分らに任せしてくれ、現在輸送力が余つて車が遊んでおるので、決して迷惑はかけないから自分らに任してもうえよ十分こ

業協同組合がトラック事業の一般に進出することは絶対反対であるという要望が強く出ております。

意見をちよつとお尋ねしておきたいの
です。

業務の範囲を農協の目的とするところを達成するために拡げてもらいたいといふ御希望も尤もな意見と思うのであります。そこで行政の担当者として、各方面の、いろいろの意見を聞くことは、

公正な判断をして適切な線を引くといふことが一番重要なことだろうと思いまして、彼此勘案して実はいろいろ考慮しておるようなわけでございます。決して一方に偏して一方を抑えるという意思は手頭ございません。

○鈴木平次君 先ほどの再建整備法で、も、農協の事業分量を殖やして行かなければ、金を貸しても、或いは金融措置をしても駄目じゃないですか。健全なる発達を望むならば事業の健全なる発達をさせなければならないといふ意見が出ております。併しながら農協では員外利用二〇%ということで農協は事業共同施設ができることになつておる。特に最も山間僻地における重大なるトラック輸送問題については、トラックが特免とか、限定とかいう措置を受けておりながらも、数年の間にこの合数が三倍になつておる。さように必要に迫られておる状態において、特に今次のようない災害が起りますと、農協関係は特に活躍しなければならん。又我々農林委員会だからといって、農協或いは農村の問題を主にするのじやないと思つております。我々は持論といつましましては、農村におきますする農地を開放した以上は、如何なる政党が組關しても、そう農村問題については大差ない、大きな大道を歩んでおると考えております。そういう見地から見ますと、農村の連中に農協精神を与えようということを先ほども河野氏から發言されましたが、農村の人々が本当に欣然と立上るのは、我々が今のうちから手を打たなければならんと思います。やつてくれと言わわれてから手を打つのは我々は政治ではないと思ひます。飽くまでも農民の希望に一步先んじてやらなければ決して日本の農村は立ちらないと思います。電気のこととき蓄積のできないもののうちもストライキに入りました。農村はそのストもできな。朝から晩まであの通り働いても権利を持つことができない。若し農村に

働くことが嫌な空気が出たら大変だと思います。この際農協に許されたる農協の法律に則つたところは全面的に倒を見なければならん。然るに事業者にとっては、これはちよと筋が通らないといふことは、組合で使うことができないといふことは、組合から見ても、これは免許制をとるのは当然だらうと思うのです。併しましては、日本の運輸関係、公益の立場から見ても、これは免許制を改めましては、日本の運輸関係が山積しておりますが、特に農協に関する……がら、この際いろいろな問題が山積しておりますが、特に農協に関する……この際におきまして道路の運送法を改正するならば、農協關係は少くとも員外二〇%しか利用できないのだから、組合が物を運べなかつたら仕方ないと思ひます。今出ておりますのは農協連、単位農協、その取扱いにかかるものとか、或いはそれらの重要な物資以外は扱えないことになつておる。これであつては農業協同組合法の法律を変えなければならんと思う。これについてはや時期が来ておると思うので、我々はここで論議する必要はないくらいに思つておりますので、端的に同長は、どうい方法を以て具体的にこれをこらして行きたい、善処するならば、これ／＼の具体案を以て行かみたいということを、本委員会にお漏らしがあれば非常に幸いと思います。

は当然だろ、と思うわけでござります。そこでそのような一般と特殊との調整をどうするかということが問題になるわけでござりますので、具体的にいろいろと要望が出ております項目について、今直ちにここでこの程度では結構であるという時期に達していらないのを甚だ遺憾に思つてござりますが、成るべく早く結論を出したいと、かように思つておりますなお先ほどの、災害のときのような問題は、これはまあ緊急事態でござりますから、農協に限らず、如何なる輸送機関でも、自家用自動車でも利用できる、一般貨物を運ぶことはこれはできるわけでございますが、それ以外の普通の場合でも、一般トラック業者だけにすべての仕事をやらすということでは、まあ実情にそぐわないと思ひますので、至急対策を考えて見たいと思つております。

ものとして考えて、二つを平等的に考
えるということは、これは初めから根
本が間違っている。この問題は少くとも
も農協の、農民の意思によつて自動車
と対しましては、これは利用設備で
あるわけであります。営利を目的とし
ておるものではないのであります。自
動車が如何に余つておるか知りません
が、農協の台数約七千台と称してお
る。七万台に対しては或いは一割であ
るかどうかわかりませんが、その範囲
のものは、これは自分の村における或
いは供出来、或いはその他の物を運搬
し、又物の運搬をするというよくなこ
とは、けだし当然なことだと思いま
す。農協は買つたと、委託されたと言
いますけれども、車のごときは農民の
ものであります。この物を運ぶのに対
しまして、早く言うならば、或いは~~運~~
とかいうようなものの下請をしておる
というよくな状態です。これは何と申
しましてもおかしいのではないか。む
しろこの農協の自動車は、下請業の自
動車であるとしなければならぬ。下請
業、限定業、こういうよくな考え方
は、これは下請せざるを得ないのです
ります。それだけのものを持つております
まして、それを利用せずにおりますこ
とは、一朝事があつた場合に農協の仕
事の上において非常な差支えがあるの
であります。従いまして、こういふも
のを利用させるということ、この限定
を、法以外の問題は別といたしまし
て、農協法に規定してあります利用
事業としてこれをやつて行く上におき
ましては、何ら業者に對してどうこう
といふ問題ではない。又業者を、いわ

ゆる排他的運動として農協が主張しておるのではない。みずから立場から行きまして、みずから権利を確保する上におきまして、けだし当然な处置であると思ひます。その考え方を自動車局長は、今までの車挽きや馬力挽きが自動車屋になつたという、悪く言ふのは嫌であります。端的に言えば、そういう業者が自動車をやつておるのがこの貨物業者の一般であると思うのであります。そういう業者の意見を余り聞き過ぎて、最も肝心なる農民を主体とするところの、農民の持つておるということにつきましては、これはよほど考えて頂きまして、当然これは直すべき問題であります。今更これが両方から陳情があつて、いずれか両方の状態をよく勘案してやらなければならんという問題ではない。今までこのままおいたことは……、今日の自由經濟界におきまする処理といたしましては、これこそ直ちにお考えを願いまして、これは農協の諸君の主張しておりますところは、これは農民の心を中心とした主張でありますから、その点を援用的に考えて、引合や引合わんということではなくて、最も農民に利用価値あらしめるためには、或いはふだん員外利用も場合によつてはできるというようなこともこれは必要じやないかと私は思うのです。どうかその点を十分お考え下さいまして、実情をお調べ下さいまして、業者と別にこれを扱うといふことをやめて頂きたいということをお願いするわけであります。これに対しまして、業者と別にこれを扱うと同じようにもこれを持ちべきだとお考えになつておりますか、これに対するお答えを伺いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) 農協が農協自身のものを運ぶのは、これは自家用運送でございますから何ら問題はございません。ただ問題はまあ法律形式的になりますから何ら問題はございません。かかるもの以外を扱う場合には、これは法律的には他人の物を運ぶわけですから、運送事業に該当するので免許を受けるというわけでございます。そこでその免許の範囲を只今限定しておる所であります。が、トラック事業者を優先的に考えて農協を第二義的に考えると、いうふうに分け隔てをするわけではありませんのでござりますが、その農村なら農村においてすでにトラック事業者がある。又農協が特定免許を最初とされたときにも、その前からトラック事業者があつたわけございますが、そうすると、そこに新らしくトラック運送事業をやろうとする申請人が出て来た場合に、それを免許するかしないかは道路運送法の免許基準に従つて、需要供給の関係を十分に見るわけでございます。需要と申しますのは、輸送要請量、どれだけ運ぶべきものがあるかという数量であります。供給は供給輪

り、安んじて事業經營に対し所要の設備を投入させる、こういう趣旨で一連の考えがあるわけであります。そのかかるもの以外を扱う場合には、これは法律的には他人の物を運ぶわけですから、運送事業に該当するので免許を受けるといふわけでございます。そこでその免許の範囲を只今限定しておる所であります。が、トラック事業者を優先的に考えて農協を第二義的に考えると、いうふうに分け隔てをするわけではありませんのでござりますが、その農村なら農村においてすでにトラック事業者がある。又農協が特定免許を最初とされたときにも、その前からトラック事業者があつたわけござりますが、そうとになる点であります。その場合に農協の特殊性をどこまで考えるかということが問題になるわけでござります。農協自身のものを運ぶのに所属する組員のものを運ぶのをど

り、安んじて事業經營に対し所要の設備を投入させる、こういう趣旨で一連の考えがあるわけであります。そのかかるもの以外を扱う場合には、これは法律的には他人の物を運ぶわけですから、運送事業に該当するので免許を受けるといふわけでございます。そこでその免許の範囲を只今限定しておる所であります。が、只今自動車局長からもお話をございましたが、只今では組合のものは運べるが、只今では組合のものは運べるが、組合員のものは運べないことになつておるが、これらはやはり運べるようになればならないと思つております。が、只今では組合のものは運べるが、組合員のものは運べないことになつておるが、これらはやはり運べるようになればならないと思つております。が、只今では組合のものは運べないことになつておるが、組合員のものは運べないことになつておるが、これらはやはり運べるようになればならないと思つております。が、只今では組合のものは運べないことになつておるが、組合員のものは運べないことになつておるが、これらはやはり運べるようになればならないと思つております。が、只今では組合のものは運べないことになつておるが、組合員のものは運べないことになつておるが、これらはやはり運べるようになればならないと思つております。が、只今では組合のものは運べないことになつておるが、組合員のものは運べないことになつておるが、これらはやはり運べるようになればならないと思つております。

○森田農務君 命するに特異性は認めると、こういうわけですね。○政府委員(中村豊君) 特異性と申しますが、農協本来の使命が遂行できるのだから、それでよいという建前を道筋運送法は最初の時代からついていたわけでございます。その趣旨は、免許がないことは御承知の通りであります。かるから、その使命を達成するということができ、もうこれで認めているという考え方です。同時に、十分な義務、責任を尽す。同時に、又曾ては特免のときには

○政府委員(中村豊君) 使命を果しておら

○政府委員(中村豊君) 公共機関から農協本来の問題ではないと思うわけがあります。そうなると、そこにトラック業者があるかないかによつて決定する一般論で行くべきではないかと思います。

○鈴木強平君 だから、補足しなければわからないが、そうした場合恐らく学校とか、町村役場が要請する場合、言換えればトラック業者は遅いとか、或いは距離があるといふ場合がありますから、要請のある場合にやつても

○政府委員(中村豊君) 要請と言いましても、ほかに然るべきものがあつて、それに要請しても用が達する場合には、その一般的のものを利用して頃きたい。

○鈴木強平君 それ以外の場合は……。

○政府委員(中村豊君) それ以外といふことは、そこを要請に応づべきものがない場合でございますから、その場合には考えなければならん問題だと思ひます。

○鈴木強平君 考えられていいんですね。

○政府委員(中村豊君) 具体的な事例について解決しなければいかんことだと思います。

○鈴木強平君 只今のような場合、前

以て業者の運送を管理する場所へ出て事前に話合をすれば許されることを聞いておるのです。従つてかよな問題は、今度の道路運送法の一部改正のように、行政措置の簡素化を第一とするならば、これらは許されても弊害はないと思うのです。私は今3点を挙げて局長にお尋ねいたしました。組合員の利用の場合或いは政府とか公團の場合も考へてもらわなければならん。変な話を聞くようですが、昔戸戸光圏が米の上に腰をかけて駆られて頭をかかえて逃げた、あの封建時代の光景でさえ米の上に腰をかけて悪いと思つて逃げた。百姓はお役所に壳渡したものも自分のものだと思つてある。政府に壳渡して先々までの米を私が作つたんだといふところに農村精神があると思うのです。政府に売つたんだから、これは運んじやいけないということであつて、その一般的のものを利用して頃きたい。

○鈴木強平君 それ以外の場合は喜んで運ぶようにしなければならんと、私が積極的に考えて見たいと思う。私は農村から農村精神を奪い取ることであると思う。私は農村魂を奪い取ること

○政府委員(中村豊君) ような公のところに売つたものは喜んで運ぶようにしなければならんと、どこで買付けるか、所有権の移転がどこで行われるかによつて法律的には

○政府委員(中村豊君) それは政府がの指示に従つてどん／＼車が順次輸送するというごとにについては差支えない

○鈴木強平君 善處の材料として私はちよつと認識してもらいたいことがあります。今の食糧厅の厖大な經理の中でも、日通の元請によって運送実績といふものは出ないので、何年やつて

○鈴木強平君 善處をつかみでやつて、このつかみが私キロであるとか、精麦会社の場合は平均何キロであるとか、政府倉庫は平

均何キロであるとか、政府倉庫まで平ら……。例えは農林省の場合でも、農業許可によつて許可を与えて来た。

上にはどうしたらいいか。又苦情はいろいろと出ておりますが、その苦情を抑えられるという立場に立つて一つあなたが善処されるか、善処されるとすればいつ頃善処されるか。この際お話を願いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) できるだけ早い機会にこの問題を解決したいと思つております。

○河野謙三君 委員長に、私は次の機会にこの問題で食糧厅長官を呼んで頂きたい。それは今の食糧厅の米麦の輸送は日通の元請になつておられます。従つて今問題の米麦の輸送というのは、仮に農協がやる場合に全部日通の下請でありますから、この米麦の政府輸送に対する日通の元請契約について質したいと思います。同時に、自動車局長が見えておりますが、この米麦の輸送について、若し食糧厅が従来の日通の元請を廃して、例えば農村から政府倉庫までの輸送を農業団体に任す、こういふふになつた場合には、これは勿論契約でありますから、この輸送について農協の連合会なり、又農協の連合会の指示に従つてどん／＼車が順次輸送するということについては特例によつてこれは可能でありますか。

○政府委員(中村豊君) その点が先ほど鈴木委員がお話になつた、前にはそど運賃といけないといふことでございましたが、それが認められてあつたはずだから、今後どうするかといふ御質問に関係する

○鈴木強平君 その免許の範囲を拡げることについては特例によつてこれは可能でありますか。

○河野謙三君 その免許の範囲を拡げることについては特例によつてこれは可能であります。

○政府委員(中村豊君) その契約が

○河野謙三君 その契約が

○政府

ところが現在麦の統制撤廃になつたものは皆大資本の前に屈服しあつて倒れてゐる。これは中小企業から見れば、曾つて農林省からどんどん～責任を以て太鼓判を押して、お前のところは精米業を許可してやる、こういうことで安心して政府に縋つて事業をやつて來た。ところが時代が變つて今のように食糧事情になつて麦の統制撤廃になると、これらの会社はどんどん～潰れて、そうして日清製粉とか、日本製粉とかいう大資本の前にどか～と倒れて行く。これは時代のこういうよくなじめの下では起り得ることなんです。勿論これは社会政策的に救つてやらなければいかんけれども、それらを救うためには国全体の国民に高い食糧を食わすこととはいへないといふのであってやつておるのである。これらのことは自動車の場合でも同じです。つまりあなたのはうでは許可したのです。ところがこんなになつてみんなおつぱり出されたのは、これを許可した立場の運輸省に責任がある。併しながら、そういうあなたのほうのとられたことによつて一般の輸送を委託するものが徒然なる高い運賃を払わなければいかんと、こゝいうことになる。そこで私は先ほど申上げたように、どうもあなたの理想はいいけれども、事実と違つて、現在の実態はあなたの理想とはほど遠い、こういうふうに思う。それで私はお嘆べりばかりしてはいけませんが、この段階まで来たらどうです、そういうような今までの許可とか、認可といふふうなことはやめちやつて、もう一切御破算にしちやつて、やりたいものはやれと、こういふような時期に来てやしません

か。その要輸送量に對して輸送量を計算すると言いましても、何も計画輸送をやつておるわけでもないし、厳格な運賃の公をやつておるわけじやないし、決してガソリンの節約になつております。だからもうここまで来たならば、私はもう近い将来において、運輸省では今までのものを御破算にして、もう自由にするというようなことは、そこに何か御意見があるかどうか。若し現在御意見がなければ、それこそは今鈴木委員のお話じやありませんが、自動車局長個人の意見でありますけれども、今のだぶついておる輸送の実態に従して、何らかここで抜本的な方途を講ずるというよくなお考えがあるか、専門家としての自動車局長の意見を伺いたいと思います。

は、貴重な他人の生命財産を安全、確、迅速、且つ低廉に運ぶ、という使命を持つておるわけですから、交通事業は公益性の極めて高いものである。従事する。その意味では或る程度が特權を附与するという形になるわざいます。それだけの権限を、権力を与えるわけでござりますので、半これに対して厳重な監督をし、責任を要求し、義務をから取るわけでござります。その義務はたくさん道路運送法に書き上げてあるわけでございまして、最も重要な運賃についても認可制度をとつて、闇運賃はいけないし、当然な運賃でなければいけないことに厳重にしておるわけでござります。また地方によつては一時輸送力が逼迫したために闇の運賃が出たこともありますがあつたことも率直に認めるのでございますが、最近は運賃が高いものをぼるようなことはもう起つていずに、むしろお互いに競争し合つて安い運賃、安い運賃で一種のダンピング状態が出ておるほどでござりますので、それほど運賃面で利用者のかたに不便なり不満をかけておることはないよう聞いておるわけでござります。その他の車輛の設備その他についても十分に整備し、内容を充実して行くためには安心して事業に資本を投下できるようにすべきである。その意味で免許制度といふものを是非堅持して行きたいと思つておるわけでござります。まあ農林

正省の製粉事業のお話をいろいろ／＼あります。しかし、そちらのほうの事情はよく存じませんが、交通事業に関してはその自動車に限らず、鉄道はもとより、或いはまあ最近の航空機事業、或いは国内の海上運送事業、こういうものは非常に幅つたいたいようござりますが、世界各國全部がよろんな状態でございまして、むしろ昔は自由であったのが、だんだんとそのよろんな国家による法規制が強化されておるよろんな傾向にある次第でございまして、我が國でも昭和六年からそのよろんな体制をとつておるのを、決して戦争中の統制の遺物、残滓ではないわけでございます。そのよう年なことをいろいろ考へまして、折角のお話でございましたが、まあ免許制度は存続するといふことに、これは私個人じやなしに、運輸者として方針がきまつておるよろんなものでござります。

○河野謙三君 非常に誤解があるので、要するに私は科学的なあなたたちの指導といふものは否定しませんよ。例えば運転手の免許の問題であるとか、機械の整備、監督の問題、これはあれば、ただ営業許可の問題です。自動車が五台以上でなければいかんとか、一台じや駄目とか、それから事務所がなければいかんとか、そういう私は今段階でやないだらう、こういうふうに言つたのです。それであなたは非常に専門家だから、私はあなたの方に負けるかも知れぬけれども、私は田舎で毎日暮しておつて、とにかくあなたのはうで如何に指導行政をうまくやられたと言つても、これは今自動車の需給関係が合つておるなんといふことは全然違いますよ。非常に供

給過剰であります。そこで今価格がまだ常 常に闇がなくなつた、これは供給過剰だから価格の闇がなくなつた、そこでこの段階まで来たならば、私は今とよ ような科学的な指導、許可、認可、されは勿論特殊な技術の問題でありますから結構でありますけれども、その面でも、あなたのほうで余り画一的に五台以上、十台以上でなければならん、それでは事務所を持たなければならん、それでちよつと会社を作るということになるよ と、むしろ自動車の運転手といふのは、個人営業で一台、二台持つておる人のほうが責任を持つし、却つて間違いない。私東海道を自動車で往復して いますが、ごろ／＼引つくり返つて いる自動車はみんな会社経営ですよ。個人営業自動車は事故は起しません。そ ういうことで私専門家に向つて専門外のことをとやこう言いませんけれども、事あなたの志と違つて、現在需給関係を見合つて許可したと言はれども、知らない間に供給過剰になつた。これだけは私ども認識が間違ないこ とは、そういう形においてもう少し行政においてお考えを私は変えられる御意見がないかどうかと言つて いるのですが、併しこれは私は一応ほかの委員のかたから非常に御意見があるよう でありますから、ただ、今申上げたよ うなことで、余り現実が先に行つてお るのだから、今までこうやつた、こう いうことにとらわれないで、一つお考 え願いたいということです。

いのですけれども、必ずしも株式会社を要求するとか、五台、十台でなければいけないということは要らないのだ。その運用については十分実情に即するようにやつて行くのだということは、はつきり申上げてよろしくござります。現にもうそのようにしておるのをございまして、運輸委員会その他においても、そのような御質問に対しても、そのような、もうすでに実情に即して小さい事業者も認めておるという数字までお示しておるわけござります。その点はお説の通り小さくても差支えございません。それからもう一点申上げておきたいのは、運転手の免許、それから車の検査は勿論やつておられます。その他の免許と、この三本建を是非必要だと思つておるのでございまして、運転の免許、車輌の検査は勿論やつておりますが、その他営業の免許制も是非存続したいと思うわけでございます。

○森田豊君 最後に一つ局長にもう一度駄目を押しておきたい。私の質問

に対しまして、農協の本来の使命に鑑みまして、運輸省は農林省と協議して速かに善処するというお話を先ほどありました。これはそういうふうに速かに協議して決定するということをやつて下さいますね。

○政府委員(中村豊君) その通りいたします。農協の本来の使命がどうであ

るか、我々素人でござりますので、そ

の点農林省によく意見を伺わなければならぬと思います。

○森田豊君 十分研究してですね。

○政府委員(中村豊君) はあ。

○北勝太郎君 先ほどの御説明で、自家用ということはわかつたのですが、他の方面では農協でやつておるのは多

く限定の免許を受けておるようと思わ

れるのですが、そこで限定といふの

は、今頃お伺いするのは変ですが、ち

ょと伺えんのですが、私はわからな

いのです。限定の内容が……。いわゆ

る大体において協同組合に与えている

限定の免許というものはどういう趣旨の

ものであるかということを一つ御説明

伺いたいと思います。

○政府委員(中村豊君) 現在農協に与えています免許の限定の内容は、第

一は、農業協同組合又は同連合会の取

扱いにかかる農産物資、養蚕資材、畜

産物資、林産物資、これは薪炭に限る、

それから水産物資及びそれらの加工

品。それから第二が、農業協同組合又

は同連合会が荷送人若しくは荷受け人と

なる肥料、飼料、農機具、種苗、農

業施設改良資材、包装資材及び

その他の購賣物資、こういうようにな

くさん羅列してあるのですが、これが

大体典型的なものでござります。

○北勝太郎君 そこの御説明のうちで

お尋ねしたいと思うのですが、先ほど

員長として先ほどの質疑を聞いておつ

て、実はまだはつきりせん点を最後に

お尋ねしたいと思うのですが、先ほど

の説明で行きますすると、農業協同組合

が直接の構成員が使う場合は、これは

共同自家用であるから、むしろこれは

免許は要らないのだ。ところが連合会

が例えトラックを持つて連合会に

おいては、連合会の所属組合のこれは

共同自家用であるが、その所属組合の

免許は要らないのだ。ところが連合会

が例えトラックを持つて連合会に

おいては、連合会の所属組合のこれは

たところで話してもらいたいと思う。でなければ我々は農林委員会で強い決議でも出さなければ……。強い決議を出さずに詰合をするとはいいと思うのですが。

○森田豊壽君 この問題は先ほど言つたように、運輸省が使命を一つ研究してもらつて、農林省とも詰合えばよくわかるでしようから、わかつて頂いて、その結果どうなつたといふことによりまして、農林委員会がこれに対しはどうするかといふことをきめて……、今懇談したところで、その使命もわからぬで懇談してもしようがない。わかつてからのほうがよくはないか。

○上林忠次君 懇談しないと、個人の意見が述べられないと言うから、懇談すると……。

○委員長(片桐眞吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(片桐眞吉君) 速記を始めます。それではいろいろ御質疑がありまして、大体当局の法律解釈なり、今日までの処置については判明したと思うのであります。成るべく早く両省間で話を進められまして、当委員会に結果を報告願いたい。日を限定いたしますか……。それでは今週中に少くとも結論が付けば結論、結論が付かなければ、それまでの経過報告を願いたいと、そういうことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片桐眞吉君) 来週の月曜にいたします。来週の月曜に当局の一応の御答弁を願います。残余の議事は後日に譲りまして、本日の委員会はこれで散会いたします。

次回は明日午前十時から開会いたします。
午後五時一分散会